

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和元年9月19日(木曜日)
開催場所	新庄市役所第1・2会議室
出席委員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、阿部仁美委員、
欠席委員	斉藤浩昭委員
出席課長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後1時59分より、教育長のあいさつで、9月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期9月19日、1日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が山村明德委員、阿部浩悦委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和元年8月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

なし

6. 議事

議案第28号 明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の締結について

議案第29号 明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について

議案第30号 明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について

議案第31号 新庄市指定文化財指定基準の設定について

議案第32号 令和元年度9月補正予算の要求について

(教育長) 議案第28号「明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の締結について」、議案第29号「明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について」、議案第30号「明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について」の3議案については、明倫学園校舎棟建設工事に係る議案で関連がありますので、一括して提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 初めに議案第 28 号「明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の締結について」ですが、契約の相手方は「沼田建設・升川建設・丸充建設特定建設工事共同企業体」で、代表者は沼田建設株式会社代表取締役社長 金田孝司氏でございます。契約金額は 22 億 6,490 万円となります。工期につきましては、令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 15 日までとなっております。次に議案第 29 号「明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について」ですが、契約の相手方は「黒澤・弘栄特定建設工事共同企業体」で、代表者は黒澤建設工業株式会社新庄営業所長 梅津憲一氏でございます。契約金額は 5 億 1,260 万円となります。工期につきましては、建築工事と同様でございます。続いて議案第 30 号「明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について」は、契約の相手方が「ユアテック・東北電化特定建設工事共同企業体」で、代表者は株式会社ユアテック新庄営業所長 小野寺洋氏でございます。契約金額は 2 億 6,092 万円となります。工期につきましては、これも建築工事と同様でございます。以上、ご説明とさせていただきます。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 28 号「明倫学園校舎棟建設工事の内建築工事請負契約の締結について」、議案第 29 号「明倫学園校舎棟建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について」、議案第 30 号「明倫学園校舎棟建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について」は提案のとおり承認されました。次に議案第 31 号「新庄市指定文化財指定基準の設定について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 初めに、この議案の提案理由については 9 ページにございますとおり、「市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用を図るため、市指定文化財に係る指定基準を設定するものである。」ということでございます。市の指定文化財につきましては、今までも国、県の指定基準に準拠して指定してきたものでございますが、市の明確な基準を定めておりませんでしたので、今後、市指定文化財を含めた文化財の保存、活用に努めていくにあたり、このように指定基準を明文化したところで指定を行っていくため、設定させていただくものでございます。なお、国、県の指定基準には渡来品や海や島などの文言もあり、本市に関わりのない部分については整理しております。具体的内容につきましては国の基準に倣い、文化財の区分に応じて第 1 市指定有形文化財から第 4 市指定史跡名勝天然記念物までとしております。以上、ご説明とさせていただきます。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。昨年度も市指定文化財のご承認をいただきましたが、現在も指定に向けた検討を行っている案件も数多くありますので、今後、それらを指定する際の市の基準を設けたということです。特になければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 31 号「新庄市指定文化財指定基準の設定について」は提案のとおり承認されました。次に、議案第 32 号「令和元年度 9 月補正予算の要求について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) それでは、私から 9 月補正予算に係る全体的な説明をさせていただいてから、12 ページ以降の各課の詳細については各担当課長から説明させていただきます。まず、10 ページ、教育費全体の歳入の補正要求額の合計が 102 万円の減額となっております。これは雑入の減額が大きいものとなっておりますが、ハーフマラソン関係で 100 万円の寄付金をいただきましたので、その金額も補正予算に計上させていただいております。次に 11 ページ、歳出でございますが、3 課合計で 5,589 万 9 千円となっております。この中には人件費の調整も含まれていると同時に、基本的には例年同様の補正要求が多くなっていますが、その中において社会教育課の補正要求が突出しております。詳細については、後程、社会教育課長から説明させていただきます。それでは、12 ページ、教育総務課分でございますが、歳入はございません。歳出については、職員給与費関係の調整で、事務局費、学校管理費中学校分、同じく義務教育学校分の 3 項目で大きな増減となっております。その他につきましては、スクールバスのタイヤ購入費、小学校・中学校・義務教育学校の消防設備点検において指摘を受けた部分の予算化、これまで緊急的に対応してきた修繕の予算の戻しとなっております。以上、ご説明とさせていただきます。

(学校教育課長) それでは、13 ページ、学校教育課の補正予算について説明させていただきます。歳入については補助金関係で合計 16 万 4 千円の減額要求となっております。要保護の追加認定があったこと、県の市町村総合交付金と地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金については日数等が確定されたこと、被災児童生徒就学支援等事業費補助金については本市から転出されたことにより、それぞれ増額、減額を要求しております。次に歳出ですが、教育振興費、学校保健費ともに小学校、義務教育学校に係る部分であります。扶助費につきましては当初予算後に認定されたもの、修繕に関しましては調理関係と緊急修繕でございます。合計で 287 万 3 千円となっております。以上でございます。

(社会教育課長) 社会教育課は 14 ページ以降となります。歳入につきましては、大きいところでスポーツ振興費寄付金 100 万円となっております。今年も沼田建設株式会社様からハーフマラソン大会の運営に活用して欲しいとのことで頂戴したものでございます。なお、沼田建設様からはスポーツ振興ということで、一昨年の第 1 回大会から今年の第 3 回大会まで毎年寄付金を頂戴しているところでございます。次に雑入で、県縦断駅伝競走大会新庄・最上チーム強化対策事業費 201 万 6 千円の減額となっております。これについては、新庄・最上地区における 2 名の強化選手のうち、1 名を市のスポーツ指導員として嘱託職員にて雇用しておりましたが、都合により強化選手を辞退したいとの申し出が 3 月にあり、退職したということでの減額となっております。続きまして、歳出でございますが、合計で 5,094 万 2 千円の増額要求となっております。今年度末をもって指定管理期間が満了する市民文化会館、雪の里情報館、山屋セミナーハウスについて、来年度以降の指定管理者を選定するための指定管理者候補選定委員会の委員報酬を社会教育総務費、社会体育費にそれぞれ計上してございます。市民プラザ費の修繕料については、電気設備点検での指摘事項に対処するために計上したものでございます。公民館費の負担金については、もがみ中央農協との

共同施設である萩野地区公民館の3階屋上防水改修のために、事前に取り決めている管理割合に従って負担するものです。図書館費の工事請負費2,500万円につきましては、冬期間における県道や駐車場への落雪の危険性を未然に防ぐことを目的に行うものでございます。市民文化会館費の修繕料につきましては、敷地内の外灯交換修繕でございます。重文旧矢作家住宅管理費は屋根雨漏り修繕でございますが、旧矢作家住宅は国の文化財でございますので、本来であれば国の手続きに従って改修事業を進めて行くところですが、その手続きが2、3年の期間を要するため、今回は緊急的かつ応急的に対処するため市単独で実施するもので、本格的な改修事業までの暫定的な措置でございます。ふるさと歴史センター費の修繕料につきましては、消防設備点検の指摘事項に対処するためのものでございます。雪の里情報館費の修繕料ですが、20年以上使用している設備のため交換を要するとのことで、対応するものでございます。社会体育費につきましては、歳入の部分でご説明いたしましたとおり、スポーツ指導員の人件費に係る減額とスポーツ振興費寄付金に対応したハーフマラソン実行委員会への負担金の増額でございます。体育施設費でございますが、これからの冬期間における雪対策に向けたもので、除雪機関係の予算と市民スキー場の圧雪車の購入費でございます。特に市民スキー場の圧雪車につきましては、平成12年のオープン当初から修繕に修繕を重ねて使用しておりましたが、今年度の修繕料が非常に高額となるということが判明したため、この度、購入予算を計上させていただいたところです。なお、購入する圧雪車については、予算の関係上、中古物件での対応を考えております。山屋セミナーハウス費については、灯油流失事故の対応に係る予算でございます。委託料については、灯油の発生状況が落ち着いてきていることから施設撤去を行うための予算でございます。なお、今後の灯油流出事故への対策については、灯油が地表面に流れ出た場合にも容易に回収できるよう土側溝となっている部分をコンクリート製の側溝へと改修し、オイルフェンスとオイルマットでの対応を行っていくとともに、それらに対応した各予算も計上しておりますので、これからも万全の対策を図って参ります。以上、ご説明とさせていただきます。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。社会教育課に関する予算が大きく伸びているということですが、よろしく願います。また、教育総務課の職員給与費に関する部分で減額となっておりますが、その部分についてももう少し詳しく説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 職員給与費の当初予算における計上は、前年度の職員体制で積算しますので、3月末に退職となった正職員の分を9月補正で減額補正としています。また、その退職者の補充に対応した嘱託職員や日々雇用職員の人件費に係る予算については、既に当初予算で確保しております。なお、この職員給与費に係る9月補正の対応は、教育委員会部局だけではなく市役所全体で行うものであり、4月の人事異動による当初予算との調整を毎年この時期に行っております。

(委員) 圧雪車の購入については中古物件を予定しているとのことですが、更なる修理等が必要となって余計に予算が必要になってくる心配はないですか。それよりも新車を購入した方がよいのではとも考えるのですが。

(社会教育課長) 使用年数を勘案して程度の良い中古物件を検討しておりますが、現在の圧雪車が新品で購入してから約20年使用したことを考えますと、それなりに対応できるのではないかと考えて

おります。

(教育次長兼教育総務課長) 圧雪車だけではなく道路用の大型の除雪車なども同様ですが、今発注したとしても製作にかなりの期間を要するため、すぐに購入はできないと。また、市民スキー場の今後についての方向性も見定めていかなければいけない中での対応であるため、中古物件での購入に落ち着いたということでございます。

(教育長) その他ございませんか。特になければ承認をお願いします。

(異議なし)

(教育長) ご異議なしということで、議案第 32 号「令和元年度 9 月補正予算の要求について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 47 分、9 月の定例教育委員会を閉会する。

10 月定例教育委員会を、10 月 24 日（木曜日）午前 11 時 00 分からの新庄中学校の学校訪問、社会教育施設の視察に続き、午後 3 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____